

介護老人保健施設 葵の園・東広島
「通所リハビリテーション」「介護予防通所リハビリテーション」
重要事項説明書

<事 業 者> 介護老人保健施設 葵の園・東広島
広島県東広島市西条町寺家 800 番地

介護老人保健施設 葵の園・東広島

(介護予防)通所リハビリテーションのご案内

(令和7年9月1日現在)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

・運 営 法 人	医療法人社団 葵会
・法 人 所 在 地	千葉県柏市小青田一丁目3番地12
・代 表 者	理事長 新谷 幸義
・施 設 名	介護老人保健施設 葵の園・東広島
・施 設 所 在 地	広島県東広島市西条町寺家800番地
・施設長・管理者名	宇治木 三太郎
・事業所番号	介護老人保健施設 (3452580073号)
・許可年月日	平成30年7月2日
・電 話 番 号	082-422-9200
・ファックス番号	082-422-9255

(2) 事業目的、運営方針

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

- ① 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑥ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
- ⑦ 当施設では、虐待防止及び虐待等の早期発見の観点、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために虐待防止に関する指針を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

(3) 営業日及び営業時間、定員、通常事業の実施地域

① 営業日及び営業時間

営業日は、祝祭日含み毎週月曜日から土曜日

ただし、1月1日から1月3日は休業

営業時間は、営業日の午前9時30分から午後16時00分まで

② (介護予防) 通所リハビリテーション定員

利用定員：48人

③ 通常事業の実施地域

東広島市（西条町・高屋町・八本松町・志和町・豊栄町）

(4) (介護予防) 通所リハビリテーションの職員体制

職 種	当事業所の配置人員	業務内容
管理者	1人（老健と兼務）	従業者の管理、業務の一元的管理
医師	1人（老健と兼務）	日常的な医学的対応
看護職員	3人	医療行為、サービス計画に基づく看護
介護職員	10人	サービス計画に基づく介護
理学療法士	7人	リハビリテーションマネジメント、 リハビリテーションの実施
作業療法士		
言語聴覚士		
管理栄養士	2人	栄養管理、栄養マネジメント

※「兼務」は当該サービス以外の業務と兼務の場合

2. サービス内容

(1) (介護予防) 通所リハビリテーション計画の立案

(2) 食事（昼食） 12時00分～13時00分

(3) 入浴 利用者の身体の状態に応じてシャワー浴や清拭となる場合があります。

(4) 医学的管理・看護

(5) 介護

(6) リハビリテーション（理学療法・作業療法・言語療法）

(7) 栄養状態の管理、栄養マネジメント

(8) 利用者宅と施設間の送迎

(9) 基本時間外施設利用サービス

(10) その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただく場合がありますので、具体的にご相談ください。

3. 利用料金及び支払方法について

○利用者負担について

- (1) (介護予防) 通所リハビリテーションをご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる介護保険負担割合証に基づき、1割、2割、3割の自己負担分と保険給付対象外の費用（食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、教養娯楽費、倶楽部・行事等を使用する材料費の実費等）を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付のサービスは、利用を希望されるサービス（通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険給付の自己負担額は、事業所の所在する地域（地域加算）や利用料も事業所ごとの設定となっております。

- (2) 介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、(介護予防) 通所リハビリテーションは、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅介護支援事業所または介護予防支援事業者の介護支援専門員が作成する居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができません。また、入浴等の加

算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

○利用料金について

利用者より、利用料及びその他の費用を別添の使用料金表のとおりお支払いいただきます。

- (1) 保険給付の自己負担額をお支払いいただきます。
- (2) 特別なサービス等の費用として、(通常の事業実施地域外の場合) 利用者の送迎費をお支払いいただきます。
- (3) 食費、その他の日常生活費、その他費用等、ご利用いただいた費用についてお支払いいただきます。
- (4) 毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払い確認後に領収書を発行致します。
- (5) 支払方法は、現金、銀行振込、金融機関口座自動引き落とし(毎月26日引き落とし)の3つの方法があります。尚、銀行振込、金融機関口座自動引き落としを希望された場合、手数料は利用者負担といたします。

4. 事故発生の防止及び発生時の対応

- (1) 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。また、サービス提供時等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行います。

- (2) 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○協力医療機関

- ・名称 八本松病院
- ・住所 広島県東広島市八本松東 3-9-30

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた緊急連絡先に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- (2) 飲酒、喫煙、火気の取扱いは、禁止させていただきます。
- (3) 設備・備品の利用については、担当職員にお申し出下さい。破損等があった場合は、現状の回復又は弁償して頂く場合があります。
- (4) 金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。持ち込んだ際の紛失について当施設では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- (5) スリッパ、サンダル等は転倒の恐れがある為、踵のある靴でのご利用をお願い致します。
- (6) 利用者間での物のやりとりなどは行わない様お願い致します。
- (7) ペット類・刃物類の持ち込みは出来ません。
- (8) 施設利用時の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止しております。
- (9) 他利用者への迷惑行為は禁止します。
- (10) 当施設は、身体的、精神的、性的、その他著しい不当な要求等のハラスメント行為を禁止しております。

6. 身体拘束

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

7. 褥瘡対策

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定めその発生を防止するための体制を整備します。

8. 虐待防止

当施設は、虐待防止及び虐待等の早期発見の観点、虐待等が発生した場合は、その再発を確実に防止するために、虐待の防止に関する指針を定めその発生を防止するための体制を整備します。

9. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、自動火災報知、消火器、誘導灯、非常用発電
- ・防災訓練 年2回（うち夜間想定1回）
- ・当施設「消防計画」に沿って対応します。

10. 要望及び苦情等の処理体制

要望や苦情などは、担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、事務所カウンターに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

苦情受付担当者：加藤 嘉奈子
(電話082-422-9200)

その他苦情受付行政機関

東広島市 健康福祉部 介護保険課	所在地 東広島市西条栄町8番29号 本館2階 電話番号 082-420-0937 FAX：082-422-6851 受付時間 毎週月～金曜日 8時30分～17時15分
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電話番号 082-554-0770 FAX：082-511-9120 受付時間 毎週月～金曜日 8時30分～17時
広島県社会福祉協議会 広島県福祉サービス運営適正化 委員会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 県社会福祉会館1階 電話番号 082-254-3419 FAX：082-569-6161 受付時間 毎週月～金曜日 8時30分～17時